

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月1日

徳島県人事委員会委員長 石 本 寛 子

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則11-2）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「東部各局（以下「東部各局」という。）」、同条第3号に規定するセンター等（以下「センター等」という。）及び同条第4号に規定する総合県民局（以下「総合県民局」を「出先機関（以下「出先機関」に改め、同条第2項中「東部各局」を「出先機関」に改め、「別表第2」の次に「の左欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の右欄」を加え、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「別表第5」を「別表第3」に改め、同項を同条第3項とする。

別表第1知事部局の項を次のように改める。

知事部局	政策監補 部長 担当部長 理事 局長 会計管理者 副理事 医務技監 副部長 統括監 副局長 次長 参事 危機管理監 所長 課長 課内室の室長 企画幹 工事検査幹 秘書室長 外事室長 政策推進室長 調整室長 航空消防防災室長 担当課長 航空安全・防災調整幹 主幹 専門幹 副工事検査幹（課長が指定する副工事検査幹に限る。） 副室長 副課長 広報室長 法制監察課課長補佐（課長が指定する監察担当の課長補佐及び条例等の審査業務に従事する課長補佐に限る。） 人事課課長補佐 人事課行政改革室室長補佐 財政課課長補佐 管財課課長補佐（課長が指定する庁舎管理担当の課長補佐に限る。） 法制監察課係長（条例等の審査業務に従事する係長に限る。） 人事課係長（課長が指定する係長に限る。） 人事課行政改革室係長 財政課係長（課長が指定する係長に限る。） 管財課係長（課長が指定する庁舎管理担当の係長に限る。） 主任、主任主事及び主事（知事戦略局に勤務する者で秘書室長が指定するもの、法制監察課に勤務する者で監察担当の事務を行うもの、人事課に勤務する者で人事、給与、服務又は職員団体に関する事務を行うもの及び人事課行政改革室に勤務する者に限る。）
------	---

別表第1教育委員会事務局の項中「副教育長」を「副教育長 教育改革統括監」に改め、同表人事委員会事務局の項中「係長」を「係長 主任（事務局長が指定する主任に限る。）」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

機関	職

防災人材育成センター	所長 次長
自治研修センター	所長 副所長
県税局	局長 副局長
徳島支所	支所長 次長
吉野川支所	支所長
阿南支所	支所長
美波出張所	出張所長
美馬支所	支所長
三好出張所	出張所長
自動車税支所	支所長 次長
地域連携事務所	所長 次長
文化の森振興センター	所長 副所長
図書館	館長 副館長
博物館	館長 副館長
近代美術館	館長 副館長
文書館	館長 副館長
二十一世紀館	館長 副館長
鳥居龍蔵記念博物館	館長 副館長
食肉衛生検査所	所長 次長
動物愛護管理センター	所長 次長

保健製薬環境センター	所長 次長
南部環境保全室及び西部環境保全室	室長
中央こども女性相談センター	所長 副所長
南部こども女性相談センター	所長 次長
西部こども女性相談センター	所長 次長
徳島学院	院長 次長
診療所	所長
総合看護学校	校長 副校長
精神保健福祉センター	所長 次長
障がい者相談支援センター	所長 次長
発達障がい者総合支援センター	所長 次長
徳島保健所	所長 次長
吉野川保健所	所長 次長
阿南保健所	所長 次長
美波保健所	所長 副所長
美馬保健所	所長 次長
三好保健所	所長 次長
東部福祉事務所	所長 副所長
南部福祉事務所	所長 次長

西部福祉事務所	所長 次長
東京本部、東海本部及び関西本部	本部長 副本部長
工業技術センター	所長 企画幹 副所長
中央テクノスクール、南部テクノスクール及び西部テクノスクール	校長 副校長
徳島家畜保健衛生所及び西部家畜保健衛生所	所長 次長（徳島県事務決裁規程（昭和42年徳島県訓令第160号。以下「事務決裁規程」という。）第19条の規定により所長が指定する次長に限る。）
農林水産総合技術支援センター	所長 副所長 課長（農業大学校課長を除く。） 担当課長 副課長 病害虫防除所長 農業支援センター所長 農業大学校長 農業大学校教頭
徳島農林事務所	所長 副所長
吉野川農林事務所	所長 次長（事務決裁規程第19条の規定により所長が指定する次長に限る。）
阿南農林事務所	所長 次長（事務決裁規程第19条の規定により所長が指定する次長に限る。）
那賀支所	支所長
美波農林事務所	所長 次長（事務決裁規程第19条の規定により所長が指定する次長に限る。）
美馬農林事務所	所長 次長（事務決裁規程第19条の規定により所長が指定する次長に限る。）
三好農林事務所	所長 次長（事務決裁規程第19条の規定により所長が指定する次長に限る。）

阿南安芸自動車道用地推進センター	所長 次長
徳島県土整備事務所	所長 副所長 次長（所長が指定する次長に限る。）
鳴門支所	支所長 次長
吉野川県土整備事務所	所長 次長（事務決裁規程第19条の規定により所長が指定する次長に限る。）
阿南県土整備事務所	所長 次長（事務決裁規程第19条の規定により所長が指定する次長に限る。）
那賀支所	支所長 次長（事務決裁規程第19条の規定により支所長が指定する次長に限る。）
美波県土整備事務所	所長 次長（事務決裁規程第19条の規定により所長が指定する次長に限る。）
美馬県土整備事務所	所長 次長（事務決裁規程第19条の規定により所長が指定する次長に限る。）
三好県土整備事務所	所長 次長（事務決裁規程第19条の規定により所長が指定する次長に限る。）
南部出納室及び西部出納室	室長

別表第3及び別表第4を削る。

別表第5 総合教育センターの項中「総合教育センター所長」を「所長」に改め、同表を別表第3とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。